

鳥取県立倉吉体育文化会館の 管理業務に関する事業計画書

公益財団法人鳥取県スポーツ協会





公益財団法人鳥取県スポーツ協会
会長 林 昭 男

本会は、指定管理者制度が導入される以前から、布勢総合運動公園をはじめとする県立スポーツ施設の管理運営を受託実施してきました。

以来、県民の皆様快適なスポーツ空間を提供するため、安心安全を第一に心がけるとともに、お客様のニーズを踏まえながら、利用者サービスの向上に努めてきました。

第4期指定管理期間においては、新型コロナウイルスの影響を受け、利用件数及び利用者数とも当初計画を下回ったものの、感染予防対策を徹底し、お客様に安心して利用していただくよう努めました。

収支については、新型コロナウイルスによる収入減、燃油高及び物価高による支出増に見舞われましたが、省資源、省エネルギーを徹底するとともに、小修繕や清掃等を職員で対応するなどして、経費節減に努め、収支均衡を保つことができました。

次期指定管理期間中には、ねりんピックはばたけ鳥取2024（令和6年）、全国高等学校総合体育大会（令和7年）、全国中学校体育大会（令和8年）、ワールドマスターズゲームズ2027 関西（令和9年）などの大規模な大会が本県で開催されます。

県立スポーツ施設はこれらの大会の会場となっており、当協会は、これまで培ってきた経験やノウハウを活かして、指定管理者として主催者をバックアップし、大会の成功に貢献していきたいと考えています。

10年後の令和15年には、国民スポーツ大会、全国障害者スポーツ大会が予定されています。これらの大会が成功するかどうかは、本県選手の活躍にかかっている面もあり、そのためには、ジュニア世代の競技力向上に努める必要があります。

また、長寿社会に対応するためには、いつでも、どこでも、誰でもスポーツを楽しむことができる生涯スポーツをより一層普及していく必要があります。

本会は、スポーツ振興の牽引者の一人として、加盟競技団体と連携して、スポーツ教室の開催や指導者の派遣等にも取り組み、引き続き、競技力の向上、生涯スポーツの普及に取り組んでいきたいと考えます。

目次

1	管理運営の基本的な考え方	1
(1)	管理運営の基本方針	1
①	設置目的の理解	1
②	わたしたちが担う役割の理解	1
③	わたしたちの実績	2
④	職員の専門性を生かした管理運営	5
⑤	現在の指定管理期間に新たに実施した主な取り組みと導入実績	5
⑥	本会が約束する利用者サービスと利便性・安全性向上策	9
⑦	サービス向上のための主な充実した取り組み	10
⑧	指定管理者としての業務内容の理解	11
(2)	管理運営の方針	11
①	公平な利用を確保しながら安全で安心していただける施設管理	13
②	利用者へのサービスの提供と利用の確保	21
③	収入の確保と経費の節減	21
④	鳥取県の政策・施策と連携した管理運営	28
(3)	他の施設の管理実績(令和4年度)	30
2	施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容	31
(1)	サービスの向上策と利用促進に向けた取り組み	31
①	明るく親しみのある施設	31
②	誰もが利用しやすい施設	32
③	お客さまの利便性、安全性を向上させるための環境づくり	35
④	クライミング施設(屋外リード、屋外スピード、ボルダリングルーム)の活用	43
⑤	ロビーの有効な活用	43
⑥	当館独自のホームページ及びインターネット環境の充実	44
⑦	快適な施設環境の演出「くつろぎの空間演出」	47
⑧	研修室の利用	47
⑨	遊休地の有効活用	48
⑩	スポーツ用具等の貸し出し及び指導サービス	48
⑪	託児サービス	48
⑫	自動販売機の設置	49
⑬	とっとり県民の日無料開放	49
⑭	利用者の利便に供する主な取り組み例	50
⑮	利用促進について	51
(2)	利用者の要望の把握及び対応方針	52

① 要望の把握方法	52
② 要望への対応方針.....	53
③ 要望に対し即時対応した事例	54
④ 施設利用者アンケート結果.....	55
⑤ モニタリングの活用.....	56
3 施設管理.....	57
(1) 施設設備の維持管理、衛生管理の考え方.....	57
① 指定管理料縮減の実現にむけて.....	58
② 安全・安心な施設管理.....	58
③ 清潔な環境の確保(衛生環境の徹底)	62
④ 施設設備の長期使用のための維持管理.....	65
⑤ 環境配慮活動.....	66
(2) 外部委託の考え方	69
① 委託選定方法.....	70
② 委託業者との連携.....	70
③ 外構管理.....	70
④ 植栽管理.....	71
4 利用料金.....	73
(1) 開館時間の考え方と設定内容.....	73
① 開館時間・閉館時間変更実績と今後の対応.....	73
(2) 休館日の考え方と設定内容	73
(3) 利用料金の考え方と設定内容.....	74
① 利用料金の設定	76
② 利用料金等の取扱い等について	76
③ 利用料金の徴収と返還.....	76
④ キャンセル料金の設定	76
(4) 利用料金の減免に対する考え方と設定内容.....	76
5 事故・事件の防止措置と緊急時の対応	77
(1) 火災・盗難・災害・事故などの防止(防災)対策	77
① 火災・防災等防止対策	78
② スポーツ活動における事故防止策.....	82
③ 不審者などの防止策.....	83
④ AED(自動体外式除細動器)の管理.....	85

⑤ 救急用具を常備.....	85
⑥ 「あんしんトリピーメール」の啓発.....	86
(2) 緊急時の体制・対応.....	86
① 火災・災害対応.....	86
② 事件・事故時の対応.....	89
③ 災害時の施設の使用.....	90
④ 心肺蘇生法・応急手当の実施と対応.....	92
⑤ J-アラートシステムを活用した緊急体制.....	92
⑥ PM2.5・黄砂などに関する注意喚起.....	93
⑦ 差別落書きの対応.....	93
⑧ インフルエンザなどの感染防止対策.....	94
(3) 利用者の苦情等トラブルの未然防止と対処方法.....	94
① 苦情、トラブルの未然防止策.....	95
② 苦情、トラブルに対する対処法.....	95
③ 苦情処理報告書の作成の流れ.....	95
6 個人情報保護等への対応.....	96
(1) 個人情報の保護への対応.....	96
① 個人情報の保護への対応.....	96
② 個人情報保護方針.....	97
③ 個人情報保護の取り組み.....	97
④ 情報管理システムの体制.....	97
(2) 情報の公開への対応.....	97
① 情報公開の取組方針.....	97
② 情報公開を行うための措置.....	98
③ 管理運営の透明性.....	98
④ 効果的な広報活動.....	99
⑤ 情報格差への対応.....	102
(3) マイナンバーへの対応.....	103
7 スポーツと文化の普及振興.....	104
(1) スポーツの普及振興の考え方.....	104
新たなスポーツ振興の取り組み.....	104
(2) スポーツの普及振興に係る事業.....	106
次期指定管理期間に開催するスポーツ教室.....	107
(3) スポーツライミングの普及振興の考え方.....	114
(4) スポーツライミングの普及振興に係る事業、利用者への指導方法等.....	116
① スポーツライミング体験会.....	116
② スポーツライミング教室.....	117

③ 主催スポーツクライミング大会の実施.....	119
④ 利用者への指導方法等.....	119
⑤ その他の取組み.....	122
⑥ クライミング施設の維持管理.....	123
(5) 文化の普及振興の考え方及び事業.....	124
文化教室・文化イベント.....	124
文化活動への減免.....	127
8 障がい者に優しい施設.....	128
(1) 障がい者が利用しやすい施設運営を実現するための取組.....	128
① 基本的な考え方.....	128
② 具体的な取組について.....	128
(2) 障がい者スポーツの普及振興に係る事業・取組.....	134
① 基本的考え方.....	134
② 具体的な取組み.....	135
9 組織及び職員の配置等.....	137
(1) 管理運営の組織.....	137
① 職員体制.....	137
② 文化・スポーツ施設に特化した職員体制.....	138
(2) 職員の職種等.....	138
① 人員配置.....	139
○ 本会職員保有資格一覧(令和5年7月現在).....	139
(3) 現在の指定管理の雇用する施設職員の継続雇用に関する方針.....	143
(4) 日常の職員配置.....	143
① 標準的な職員配置の考え方.....	143
(5) 人材育成.....	146
① 研修基本方針.....	146
② 研修計画.....	147
(6) 障がい者又は高齢者の雇用計画.....	152
10 関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況及び対応状況.....	153
(1) コンプライアンス方針.....	153
① 社会的責任への取組み.....	153
② 法令遵守体制.....	153
11 委託、工事請負の発注予定.....	156

(1) 発注予定	157
(2) 障がい者就労施設及びシルバー人材センター等への委託の発注予定	158
12 法人等の社会的責任の遂行状況.....	159
(1) 障がい者雇用	159
(2) 鳥取県男女共同参画推進企業の認定.....	159
(3) ISO14001・鳥取県版環境管理システム審査登録制度(TEAS)Ⅰ種又はⅡ種規格認証等	159
(4) 家庭教育推進協力企業としての協定締結	160
(5) あいサポート企業等の認定	160
(6) その他の認定.....	161
① キャリア教育推進協力企業認定証.....	161
② とっとり子育て隊認定証.....	161
③ 「社員の健康づくり宣言」事業所認定証.....	162
④ 新型コロナウイルス安心対策認証店.....	162
⑤ 感染症対策宣言店届出.....	162
⑥ 応急手当推進事業所認定	163
⑦ SDGsパートナー登録.....	163
⑧ 鳥取県がん検診推進パートナー企業認定	163
⑨ 健康づくり応援.....	164

1 管理運営の基本的な考え方

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号) 第 244 条の 2 第 1 項の規定に基づき、社会的に自立していく力を蓄え、若いうちに芸術・文化・スポーツやボランティアなど様々な事柄に伸び伸びと挑戦し、経験を積むことができる環境づくりに取り組んでいきます。

(1) 管理運営の基本方針

① 設置目的の理解

鳥取県立倉吉体育文化会館の設置及び管理に関する条例（昭和 56 年鳥取県条例第 8 号。以下「倉吉体育文化会館条例」という。）を遵守します。また、倉吉体育文化会館条例に基づく利用の許可、行為の制限、適正な管理に必要な利用者への措置命令、施設からの退去命令、利用許可の取消し、利用料金の徴収、利用料金の減免について理解し、以下のとおり管理運営を希望します。

② わたしたちが担う役割の理解

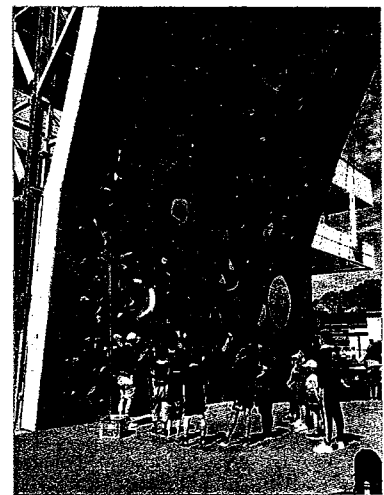
鳥取県スポーツ協会（以下、本会とする）は、倉吉体育文化会館を管理・運営し、スポーツ・文化の振興と県民の健全な生活を確保します。また、公共性・公平性を追求し、県民のニーズに合わせた施設管理を行い、鳥取県のスポーツ・文化、県民の健康増進に貢献するため、一丸となって取り組んでいます。倉吉スポーツクライミングセンターについても同様の取り組みを行い、クライミング競技の普及と発展に寄与します。



県民のスポーツ活動の推進



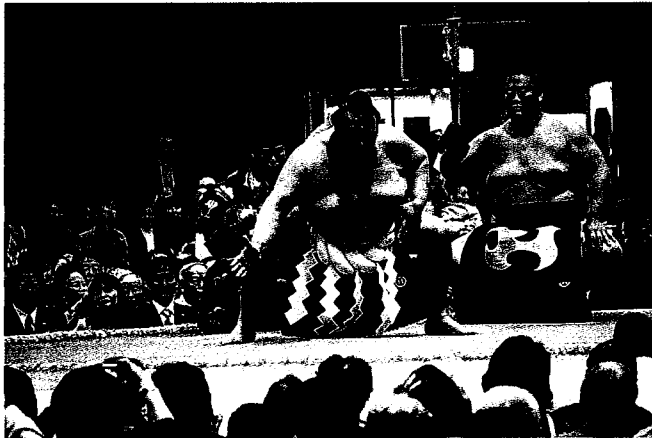
県民の文化活動の推進



スポーツクライミングの普及推進

③ わたしたちの実績

本会は平成 11 年から倉吉体育文化会館の管理運営を委託され、地域に密着した施設管理運営を行っています。大相撲倉吉巡業やクライミングアジアカップ倉吉大会、東京オリンピック・パラリンピック事前合宿などの大規模な大会やイベント、スポーツ教室や文化教室、講習会などを開催し、県市町村やスポーツ・文化団体と連携してサービスの向上に努め、多くの県民の方々に利用いただいています。



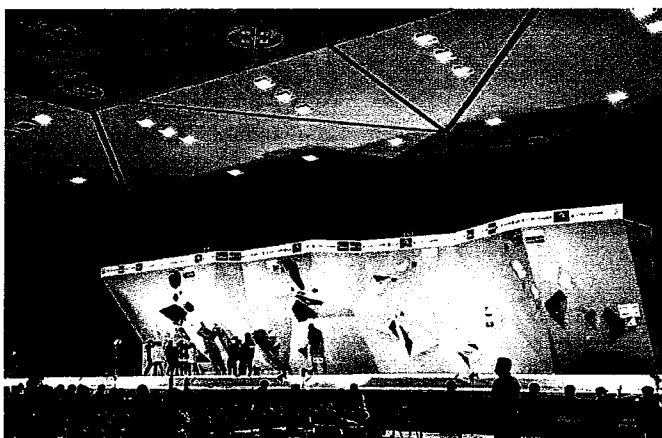
大相撲倉吉巡業



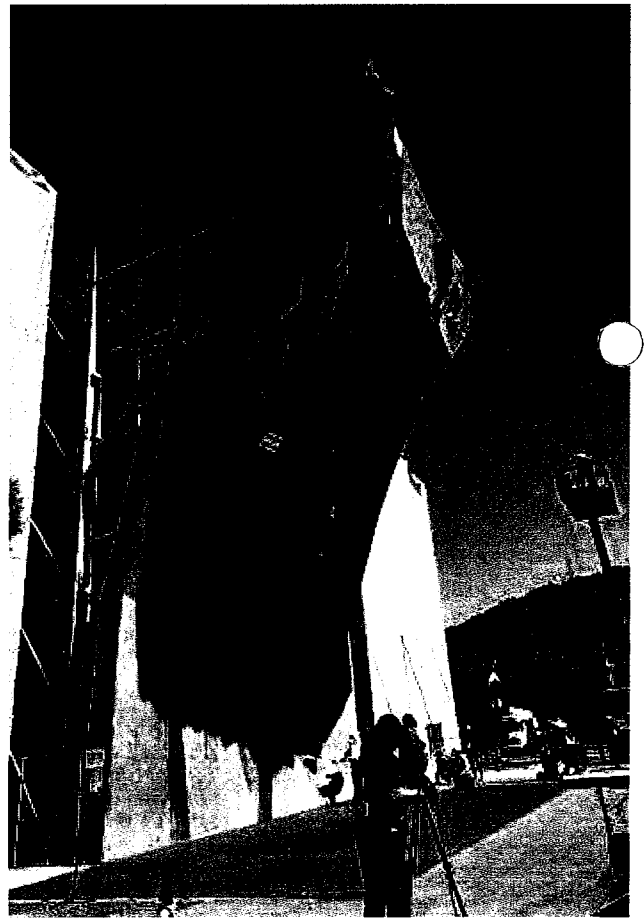
クライミングアジア大会



フランス代表合宿の受け入れ



ボルダーアンドリードジャパンカップ



ボルダーアンドリードジャパンカップ



第4期指定管理期間の本会が約束した項目に対する達成率について

第4期指定管理提案数全139項目のうち、サイネージ付き自動販売機、いいねボックス、翻訳機イリーの導入、骨伝導スピーカーの導入、着物の着付け教室の開催等5項目に未達成事項がありましたが、提案時より現在の実情に沿った代替案の採用などを検討し、第4期指定管理中に実施します。

1 (2) 管理運営の基本方針	12	12		
1 (3) 他の施設の管理実績	5	5		
2 (1) サービスの向上策と利用促進に向けた取り組み	19	17	2	2
2 (2) 利用者の要望の把握	5	4	1	1
3 (1) 施設設備の維持管理	5	4	1	1
3 (2) 外部委託の考え方	4	4		
4 (1) 開館時間の考え方	1	1		
4 (2) 休日の考え方	1	1		
4 (3) 利用料金の考え方	3	3		
4 (4) 減免に対する考え方	1	1		
5 (1) 火災・盗難・災害	6	6		
5 (2) 緊急時の体制・対応	8	8		
5 (3) 利用者の苦情トラブル	3	3		
6 (1) 個人情報の保護への対応	4	4		
6 (2) 情報公開への対応	5	5		
6 (3) マイナンバーへの対応	1	1		
7 (1) スポーツの普及振興の考え方	1	1		
7 (2) スポーツの普及振興に係る事業	2	2		
7 (3) スポーツクライミングの普及振興の考え方	1	1		
7 (4) スポーツクライミングの普及振興の事業	4	4		
7 (5) 文化の普及振興の考え方	1	0	1	1
8 (1) 障がい者の利用しやすい施設運営を実現するための取り組み	1	1		
8 (2) 障がい者スポーツの普及振興に係る事業	3	3		
9 (1) 管理運営の組織	2	2		
9 (2) 職員の職種等	1	1		
9 (3) 職員の継続雇用	1	1		
9 (4) 日常の職員配置	2	2		
9 (5) 人材育成	2	2		
10 (1) コンプライアンス方針	2	2		
11 委託工事の発注予定	1	1		
12 法人等の社会的責任の遂行状況	7	7		
13 (1) 管理業務の移行計画	5	5		
13 (2) その他	20	20		
計	139	134	5	5

令和4年度 地域づくり推進部スポーツ振興局スポーツ課による評価結果

地域づくり推進部スポーツ振興局スポーツ課から「おおむね協定書の内容どおり適切な管理が行われており、計画・目標に近い実績を達成している。」と評価していただきました。

10 施設所管課による業務点検

項目	評価	点検結果
【施設設備の維持管理・緊急時の対応等】 ○施設設備の保守管理・修繕 ○施設の保安警備、清掃等 ○事故の防止措置、緊急時の対応	4	・協定の内容どおり実施されており、適切な管理が行われている。 ・防犯・事故対策ネットワークカメラを導入し、事故等の防止に努めた。 ・体育館の照明をLEDへの移行や、こまめな節電対策に努めた。 ・除草作業など、職員で出来る作業は積極的にを行い、経費の削減に努めた。
【施設の利用の許可、利用料の徴収等】 ○利用の許可 ○適正管理に必要な利用者への措置命令 ○利用料金の徴収、減免の実施	3	・協定の内容どおり実施されており、適切な管理が行われている。
【その他管理施設の管理に必要な業務】 ○利用受付・案内 ○附属設備・備品の貸出し ○利用指導・操作	3	・協定の内容どおり実施されており、適切な管理が行われている。
【利用者サービス】 ○開館時間、休館日、利用料金等 ○利用者へのサービス提供・向上策 ○施設の利用促進 ○個人情報保護、情報公開 ○利用者意見の把握・対応	3	・協定の内容どおり実施されており、適切な管理が行われている。 ・船上山少年自然の家とのコラボ事業や周辺小学校の探索事業を受け入れるなどして、地域の連携や施設の利用促進に努めた。 ・近隣の公民館への出張指導や地域の小学校へトップアスリートを派遣するなどしてサービス向上に努めた。
【収入支出の状況】	3	・施設利用者及び利用料金収入の増加に努め、黒字であった。
【職員の配置】	3	・協定の内容どおり実施されており、適切な管理が行われている。
【会計事務の状況】 ○不適正事実や事故等の有無 ○業務報告書(月次)における内部検査結果 ○利用料金等に係る適正な会計事務 (利用券、利用券管理簿の管理など) ○必要な規程類の整備 (会計規程、協定書等で整備が定められている規程など)	3	・協定の内容どおり実施されており、適切な管理が行われている。
【関係法令の遵守状況】 ○関係法令に係る行政指導等の有無等 ・労働関係法令 (労働基準、労働安全、障がい者雇用等) ・環境関連法令 (大気、水質、振動、廃棄物等) ・その他の法令 ○県内発注(鳥取県産業振興条例)	3	・協定の内容どおり実施されており、適切な管理が行われている。
【県の施策への協力】 ○障がい者就労施設への発注	3	障がい者就労施設への発注に努めた。
[]		
総括	3	

【評価指標】 5：協定書の内容について高レベルで実施されており、また、計画・目標を上回る実績があり、優れた管理運営がなされている。
 4：協定書の内容以上の適切な管理が行われており、計画・目標を上回る実績があった。
 3：おおむね協定書の内容どおり適切な管理が行われており、計画・目標に近い実績を達成している。
 2：協定書の内容に対して不適切な事項が認められ、また、計画・目標を達成していない。
 1：協定書の内容に対して重大な違反事項が認められる、指摘済みの不適切事項が放置されている、計画・目標、前年度実績を大きく下回っているなど、大いに改善を要する。
 ※総括欄は、各項目の平均の小数点以下第2位を四捨五入した数値を基本に、総合的に評価する。



④ 職員の専門性を生かした管理運営

本会には、各種スポーツやスポーツ施設の管理・運営を専門とする職員が多数在籍しており、専門的な知識が必要なスポーツ施設ならではの施設管理や運営にあたっています。

また、各競技団体や関連団体の主催する大会などへ審判員、役員、指導の協力をしています。

⑤ 現在の指定管理期間に新たに実施した主な取り組みと導入実績

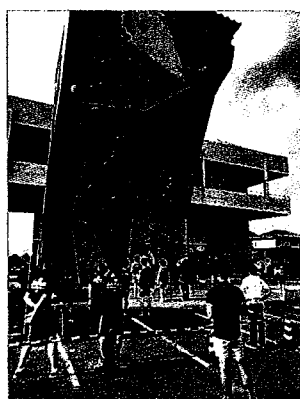
倉吉体育文化会館の設置目的に則ったサービスの提供及び鳥取県の推進する施策のため主に以下のような取り組みを行いました。

大規模大会・イベント実績

- ・2020 東京オリンピック・パラリンピック スポーツライミングフランス代表事前合宿の受け入れ
- ・e-sports 大会への協力（令和4年2月 ワールドマスターズゲームズ 2021 関西自転車ロードバーチャルeレース及びバーチャルライド体験会への協力）
- ・本会所属トップアスリートによる体験会の開催
- ・リードクライミングの普及（リードセッションの開催）



東京オリンピックパラリンピックフランス代表合宿の受け入れ



令和元八王子世界大会日本代表合宿の受け入れ



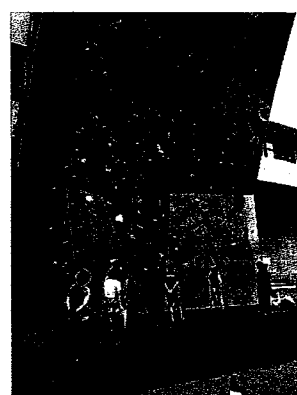
eスポーツの開催
（大研修室）



地元小学校への出前指導



元世界チャンピオン宇佐美里香氏による空手体験教室の実施



高田知堯選手によるリードクライミング講習会の実施（リードセッション）

SDGs関連

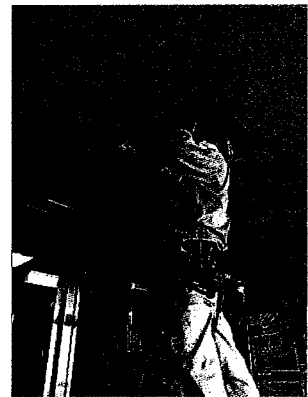
- ・新規イベントの開催（クライミング体験会）
- ・新規教室の開催（小学生の体づくり、ゴルフ教室）
- ・車いすの寄贈（プルタブ回収）
- ・ボルダリングルームテラスグリーンカーテン設置
- ・LED化の推進



回収したプルタブの一部



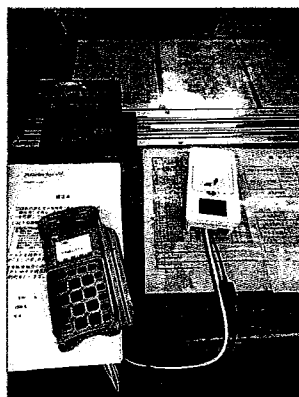
グリーンカーテンの設置



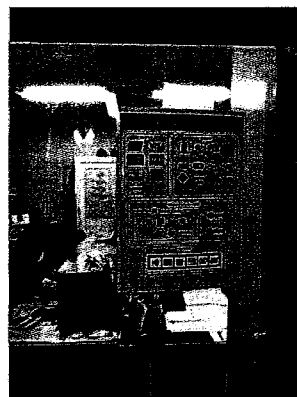
LED化の推進

DX(デジタルトランスフォーメーション)関連

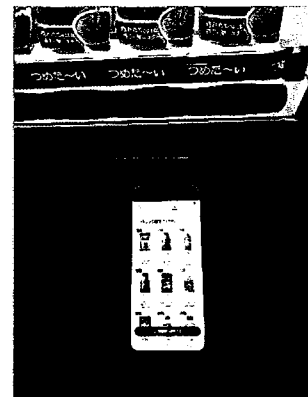
- ・キャッシュレス決済の導入
- ・予約受付、利用申込書の電子申請の開始
- ・イベント予約のオンライン受付
- ・会議室、大研修室の Wi-Fi 整備（オンライン会議、e-sports などへの対応）
- ・防犯・事故対策のための館内 5 箇所にネットワークカメラの設置
- ・無観客大規模大会の職員による Youtube 配信
- ・デジタルサイネージの導入



キャッシュレス決済の導入

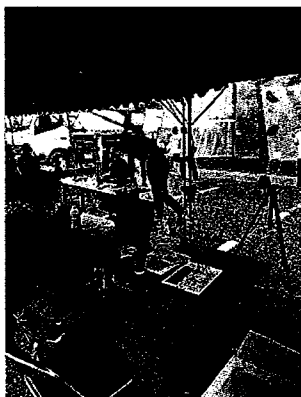


キャッシュレス決済の導入

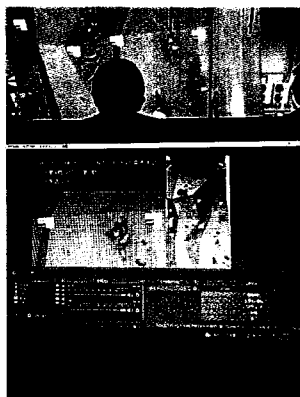


キャッシュレス対応自動販売機の設置





ジャパントア-の YouTube 配信



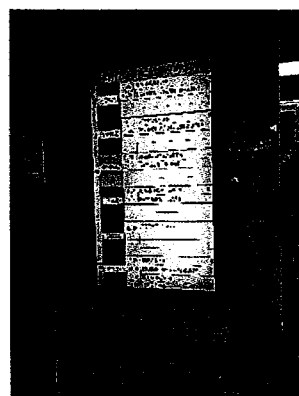
ジャパントア-の YouTube 配信



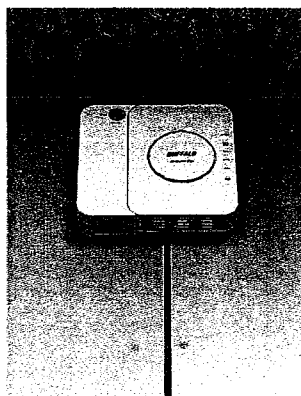
ジャパントア-の YouTube 配信



体文祭の YouTube 配信



デジタルサイネ-ジによる案内板の設置



Wi-Fi 環境の整備



職員による動画編集



配信用動画の作成



ホームページでの予約・申込受付



防犯・事故対策のネットワークカメラの導入（館内5箇所を常時モニタリング）

新型コロナウイルス対応

- ・ 体育館、会館正面入口に非接触検温器の設置
- ・ 職員による施設、設備の消毒
- ・ クライミングマット消毒用モップの設置
- ・ コロナ禍での主催イベント無観客開催（動画配信）
- ・ コロナ禍でのバーチャルプログラムによる教室の開催
- ・ 職員研修のオンライン開催（ZOOM 研修）
- ・ 県の安心対策認証店の取得



県の安心対策認証店の取得



非接触型検温器の設置



DVD フィットネス教室

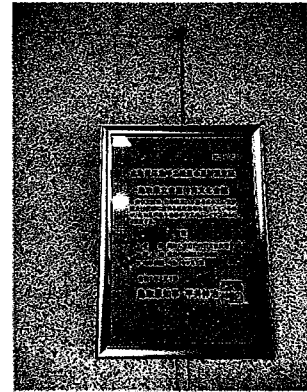


職員研修での ZOOM の活用



その他実績

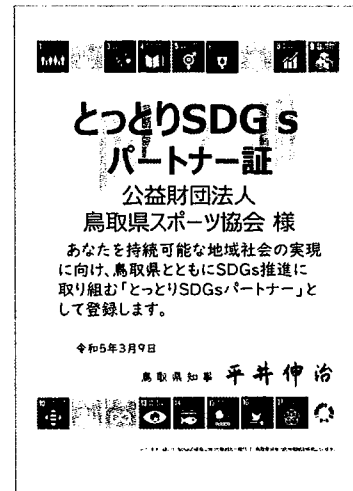
- ・ 応急手当推進事業所認定
- 12 (6) ⑥に詳細を記載



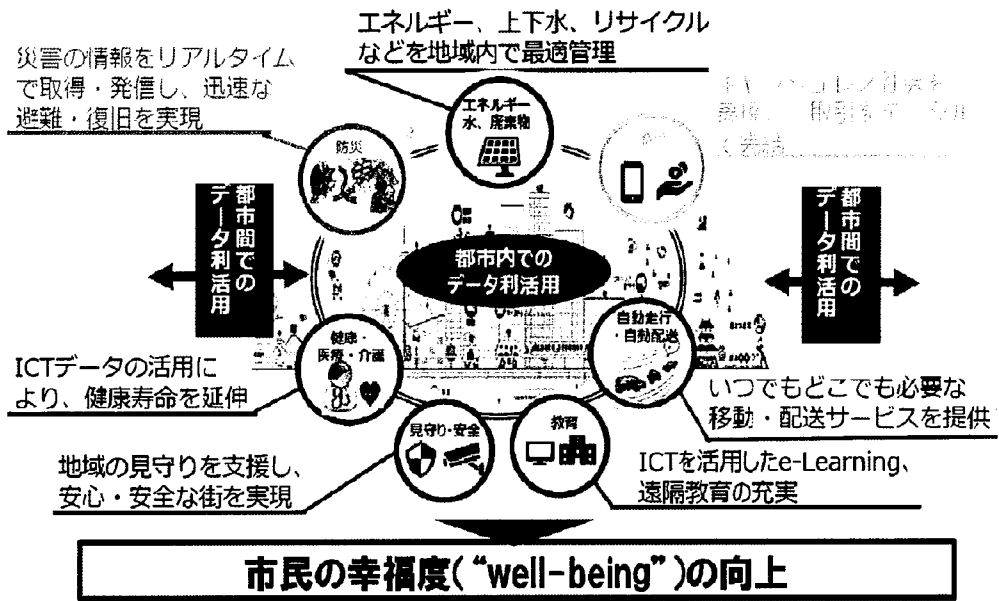
応急手当推進事業所認定

⑥ 本会が約束する利用者サービスと利便性・安全性向上策

利用者サービスや県民のスポーツ実施率向上策として、コロナ禍後の状況や DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進、持続可能な開発目標（SDGs）を通じて、利便性・安全性向上について取り組んでまいります。



本会はとっとり SDGs パートナーとして登録しています



鳥取市デジタルトランスフォーメーション (DX) 推進基本方針 鳥取市 HP より

⑦ サービス向上のための主な充実した取り組み

サービス向上のための主な充実した取り組み	
<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツライミングにおける地域活性化イベントの創出 (体験会及び大会の開催) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ねりんピック、全国中学総体に向けての協力 (ラージボール卓球・相撲)
<ul style="list-style-type: none"> ・安全安心な施設の提供 (ドローンの活用、地域と連携した災害対策など) 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育機関との連携 (出前指導、イベント実施)
<ul style="list-style-type: none"> ・パラスポーツ、誰でも参加できるインクルーシブスポーツの普及 (ニュースポーツ備品の整備・出前指導) 	<ul style="list-style-type: none"> ・デジタル技術を活用したサービスとスポーツDXの推進 (バーチャルプログラムの研究)
<ul style="list-style-type: none"> ・在留外国人との交流事業の研究 (国際交流財団との連携) 	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツボランティアの定着と活用 (教室、イベントでのボランティアの活用)



⑧ 指定管理者としての業務内容の理解

「鳥取県立倉吉体育文化会館管理業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）の内容に則して、仕様書のとおり業務を行います。

鳥取県立倉吉体育文化会館の主な業務内容

- 1 鳥取県立倉吉体育文化会館の施設設備の維持管理及び運営に関する業務
鳥取県立倉吉体育文化会館の施設設備の維持管理及び運営に関する条例（昭和56年鳥取県条例第8号。以下「倉吉体育文化会館」という。）に基づく倉吉体育文化会館の施設設備の維持管理に関する業務（施設設備の保守管理、修繕、清掃、保安警備等）
- 2 倉吉体育文化会館の利用の許可、利用料金の徴収に関する業務
- 3 その他施設の管理運営に必要な業務
- 4 スポーツ・文化の普及振興
- 5 スポーツライミングの普及振興
- 6 障がい者が暮らしやすい社会づくりの推進

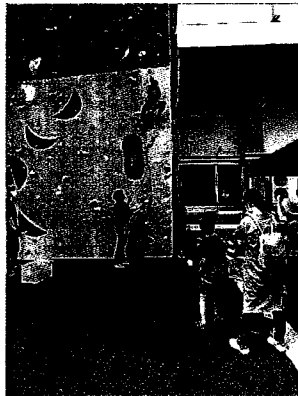
○業務を必要とする主な施設内容

体育館	○テニス.....	3面
	○バレーボール.....	3面
	○バドミントン.....	10面
	○卓球.....	30台
	○ハンドボール.....	1面
	○ソフトバレーボール.....	10面
	○バスケットボール.....	2面
会館	○大研修室.....	収容人数 360人
	○中研修室.....	収容人数 102人
	○小研修室.....	収容人数 60人
	○小研修室.....	収容人数 60人
	○教養室.....	収容人数 48人
	○教養室.....	収容人数 48人
スポーツライミングセンター (JOC認定競技別強化センター)	○リード壁(屋外).....	幅 10m×高さ 15m
	○スピード壁(屋外).....	幅 6m×高さ 16m
	○ボルダリング壁(屋内).....	幅 35m×高さ約 4.5m
駐車場	乗用車 262台	

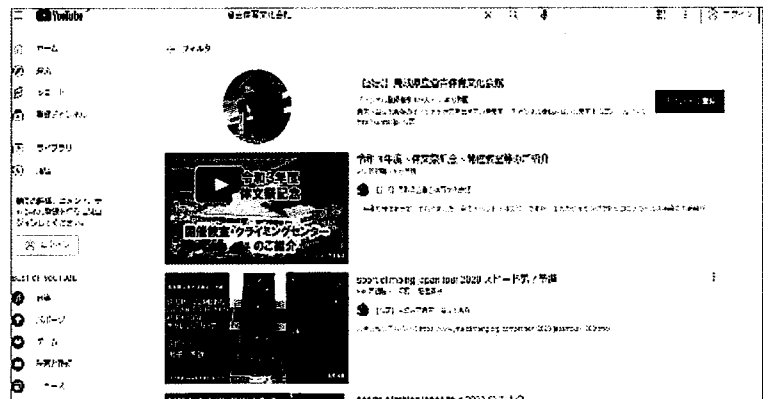
(2) 管理運営の方針

利用者意見の反映には、スポーツ振興や健康発展に貢献する基本理念 12 項目の迅速・丁寧な・思いやりのあるおもてなしを通じて、省エネルギーや環境保護を意識した施設設備の点検と保守を実施し快適空間づくりに取り組みます。

- 1 公平な利用を確保しながら安全で安心していただける施設管理（次ページ以降で記載）
- 2 お客さまへのサービスの提供と利用確保（次ページ以降で記載）
- 3 収入の確保と経費の節減（次ページ以降で記載）
- 4 鳥取県の施策と連携した施設管理（次ページ以降で記載）
- 5 本県スポーツの普及・振興や県民の健康増進の推進（各項目の中で記載）
- 6 地域や法人などと連携した施設管理（各項目の中で記載）
- 7 省エネルギー・省資源・リサイクルなどの環境に配慮した施設管理（各項目の中で記載）
- 8 組織・人的資源や管理実績を生かした管理運営（各項目の中で記載）
- 9 法令遵守を徹底し、評価を適正におこなう施設管理（各項目の中で記載）
- 10 職場環境を改善し優秀な人材確保とモチベーションの高い施設管理（各項目の中で記載）
- 11 スポーツ・産業に関する積極的な情報提供・公開（各項目の中で記載）
- 12 障がい者が暮らしやすい社会づくりの推進（各項目の中で記載）



県の施策への協力



積極的な情報提供（SNSの活用）



経費の削減（職員による修繕）



安全に使える施設の提供



障がい者が暮らしやすい社会づくりの推進
（パラクライミング体験会に指導者を派遣）



① 公平な利用を確保しながら安全で安心していただける施設管理

公平な利用を確保しながら安全で安心していただける施設を提供するため、倉吉体育文化会館の設置目的と関連規定を理解し、年齢、性別、障がいの有無、国籍などに関係なくコンプライアンスやユニバーサルデザインを取り入れて公正な利用に取り組んでいきます。

ア 誰もが公平に利用できるための条例等の理解

誰もが公平に利用できる施設・設備を提供するため地方自治法第 244 条第 2 項および第 3 項「正当な理由がない限り、住民が施設を利用することを拒んではならない」「不当な差別的取扱いをしてはならない」に沿って適正な利用許可や調整を行います。

安全

体育施設管理有資格者による施設点検実施・事故防止、迅速な施設補修管理、緊急時対応マニュアルの整備

安心

接遇、競技指導実績、競技成績、低料金での利用、充実した減免制度、スポーツに精通した職員による教室指導、清潔な施設、ゆきとどいた清掃、冷暖房完備の施設

イ 利用の許可について

利用の許可については、倉吉体育文化会館条例第 6 条の規定に基づき、次のいずれかに該当する場合を除き倉吉体育文化会館の利用の許可を行います。

倉吉体育文化会館条例第6条

- 1 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- 2 施設設備をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団その他集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- 4 倉吉体育文化会館の管理上支障があるものとして、規則で定める場合に該当するとき。

施設利用の受付・許可等

- 1 専用利用の場合 ●年間利用調整会議（前年度2月）
 会館・体育館・スポーツライミングセンターで行われる大会等
 【対象】 ・当該年度に全館、全面利用をした者
 ・翌年度に全館、全面利用の希望があった者
 ・公益財団法人鳥取県スポーツ協会加盟の競技団体
- 年間利用調整会後の受付
- | 利用区分 | 利用区分 |
|----------------------|----------------------|
| 文化会館 | 年間利用調整会後随時受付 |
| 体育館全面利用 | |
| スポーツライミングセンター | |
| 1/2面、1/3面利用(9時~18時) | 利用日の前月の第3木曜日の月間利用調整会 |
| 1/2面、1/3面利用(18時~22時) | 利用日の前月の第3木曜日に月間利用調整会 |
- 2 一般利用の場合 ●利用日当日の受付
- 3 県の使用 ●県が各種大会等で施設を利用する場合にあっては、1の受付期間前であっても受け付けること。

利用調整順位

- 1 県・国が主催する大会及びイベント
- 2 国際大会またはこれに準ずる大会及びイベント
- 3 全国大会またはこれに準ずる大会及びイベント
- 4 中国ブロック大会またはこれに準ずる大会及びイベント
- 5 県大会またはこれに準ずる大会及びイベント
- 6 地区大会またはこれに準ずる大会及びイベント



ウ 利用の制限などについて

利用の制限については、指定管理者として倉吉体育文化会館条例第7条の規定に基づき、次のいずれかに該当する者又はそのおそれのある者に対して、倉吉体育文化会館への入館を拒みまたは退去を命じます。

倉吉体育文化会館条例第7条

- 1 倉吉体育文化会館の施設設備をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。
- 2 所定の場所以外の場所において喫煙し、又は飲食をすること。
- 3 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をすること。
- 4 前3号に掲げるもののほか、規則で定める行為。

エ 措置命令

処置命令については、指定管理者として倉吉体育文化会館条例第8条の規定に基づき、適正な管理をはかるため必要があると認めるときは、利用許可を受けた者に対し、必要な措置を命じます。

オ 利用許可の取消し

利用許可の取消しについては、指定管理者として倉吉体育文化会館条例第9条の規定に基づき、利用者が次のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可の取消しを行います。

倉吉体育文化会館条例第9条

- 1 倉吉体育文化会館条例若しくは規則又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき。
- 2 措置命令に従わないとき。
- 3 利用許可を受けた利用目的以外の目的に利用し、又はそのおそれのあるとき。
- 4 利用許可の条件に違反したとき。
- 5 詐欺その他不正の行為により利用許可を受けたとき。
- 6 施設の管理上支障がある行為をし、又はそのおそれのあるとき。

カ 優先利用の受付について

優先利用の受付にあたっては、仕様書および倉吉体育文化会館利用申込マニュアルにしたがって行います。

キ 減免利用の受付について

減免利用の受付については、関係法令の遵守や仕様書にのっとり減免措置や利用料金の受領を公平公正に取り扱います。

ク 人権尊重のための職員研修

人権尊重のため倉吉体育文化会館では、平成 28 年 4 月 1 日から施行された「障害者差別解消法」にもとづき、現在もサービスや情報提供などでお客様を区別することなく対応しています。また、その心構えを徹底するために、年 2 回の人権研修参加を義務づけています。

さらに、次期指定管理期間にも、「鳥取県人権施策基本方針」「鳥取県手話言語条例」、「あいサポート運動」、「鳥取県障がい者プラン」などを積極的に推進し、障がいなどの有無にかかわらず気軽にご利用いただける施設にします。

ケ 適正な利用許可と予約システムの運用体制

利用許可と予約システムの運用においては、倉吉体育文化会館条例第 6 条の規定および仕様書に基づき適正な利用許可を行います。

「とっとり施設予約サービス」の適切な運用を進めるとともに、ホームページからも施設の空き状況などを 24 時間確認できるようにします。また、インターネット上での利用申込書の受付・許可もおこないます。

施設利用申込マニュアルにしたがって公平な利用をしていただきます。利用内容によっては事前に調整会をおこなうなどして、各種大会などが円滑に開催され、なるべく多くの方に利用していただけるようつとめます。

教室受付時に定員以上の申し込みがあった場合には、初めてのお客様を優先したうえで抽選を実施し、公正公平な受付をおこないます。

コ 反社会的勢力への対応

反社会的勢力への対応として、公の秩序を乱し、または善良の風俗を害するおそれがあると認められるときなどの場合は、利用を許可しないことや利用の制限を行います。



平成 23 年 4 月 1 日に施行された鳥取県暴力団排除条例を遵守し、不当要求防止責任者を配置したうえで、不当要求や反社会的団体と関係していると認められる企業と契約しないなどの徹底した対応を行います。

不当要求対応要領の例

- ①来館者のチェックと連絡 ②相手と要件の確認 ③有利な場所での対応
- ④複数人で対応 ⑤対応時間を短く ⑥言動に注意
- ⑦書類作成などは拒否 ⑧トップに対応させない ⑨即答や約束はしない
- ⑩湯茶接待をしない ⑪対応内容を記録化 ⑫警察に通報

<p>反社会勢力への対応</p>	<p>不当要求行為等対策責任者研修を受けた責任者を任命し、不当要求行為等対応マニュアルにそって、施設職員が一丸となって適切な対応がとれるようにします。</p>
	<p>公益財団法人鳥取県暴力追放センターの賛助会員となり、「暴力団排除宣言シール」の掲示をおこない、反社会的勢力を抑止します。（鳥取県暴力団排除条例）</p>
	<p>改正暴力団対策法（平成24年10月30日施行）で禁止されている事項に抵触する恐れのある利用については、倉吉警察署に即時連絡し、警察と連携をとります。そして、警察の指導のもとで利用を中止させるなどの適切な対応をします。</p>

サ 許可の手続き

指定管理者が利用者に対して行う許可その他の処分、県民からの依頼に対する対応等には、鳥取県行政手続条例（平成 6 年鳥取県条例第 34 号。以下「行政手続条例」という。）の規定が適用されます。利用の許可等（申請に対する処分）を行うための審査基準及び監督処分等（不利益処分）を行うための処分基準並びに許可等を行うまでに通常要すべき標準的な期間（標準処理期間）を定める等、行政手続条例に則った手続きを行います。

なお、行政手続条例に規定する行政指導については指定管理者に直接の適用はありませんが、指定管理者として、規定の趣旨に則って適切に対応します。

シ スポーツ安全保険の提供

主に当館スポーツ教室に参加されるお客さま、ご利用いただいている団体のお客さま、

<p>スポーツ安全保険 （任意個人加入）</p>	<p>・団体での活動中のケガ ・団体指定の集合・解散 場所と被保険者の自宅経 路往復中の事故</p>	<p>・死亡……………2,000万円（64歳以下）、600万円（65歳以上） ・後遺障害……………3,000万円（64歳以下）、900万円（65歳以上） ・入院……………日額4,000円（64歳以下）、1,800円（65歳以上） ・通院……………日額1,500円（64歳以下）、1,000円（65歳以上）</p>
<p>レクリエーション 保険</p>	<p>・行事参加中の事故</p>	<p>●傷害保険 ・死亡・後遺障害…500万円 ・入院……………日額2,000円 ・通院……………日額1,000円</p>
		<p>●賠償責任保険 ・退陣・対物…1億円 ・免責金額…なし</p>

その他に地域でスポーツ活動を行っている方に、公益財団法人スポーツ安全協会を取り扱っているスポーツ安全保険の加入を促進し、制度のPRや加入手続きのお世話をします。

①保険への加入

施設の管理運営には万全を尽くしますが、万一事故が発生し、管理者に管理責任が発生した場合に円滑な補償などを行うため「社会体育施設保険制度」（スポーツファシリティーズ保険）へ加入します。

②現行指定管理期間のスポーツファシリティーズ保険の加入内容

施設の管理運営には万全を尽くしますが、万一事故が発生し、管理者に管理責任が発生した場合に円滑な補償などを行うため「社会体育施設保険制度」（スポーツファシリティーズ保険）へ加入します。

保険の種類	補償内容	補償額
スポーツファシリティーズ保険	施設賠償責任保険	<ul style="list-style-type: none"> ●対人賠償（免責金額なし） ・1名につき……………1億円 ・1事故につき……………3億円 ●対物賠償（免責金額なし） ・1事故につき……………1億円 ●人格権侵害（免責金額なし） ・1名につき……………50万円 ・1事故/保険期間中………1,000万円/1,000万円
	スポーツ障害補償保険	<ul style="list-style-type: none"> ●被災者1名につき ・死亡・後遺障害……………200万円 ・入院医療保障保険金日額…2,500円

ス 実施状況の報告

業務報告書（毎月翌月15日までに提出）、事業報告書（毎年度終了後30日以内に提出）、翌年度の事業計画書（毎年2月末までに提出）などの指定管理の実施状況報告を確実にしています。

毎月の利用者数や利用促進策の実施状況、収支状況などに関して、当館自身による内部検査結果などをまとめて県に報告しています。

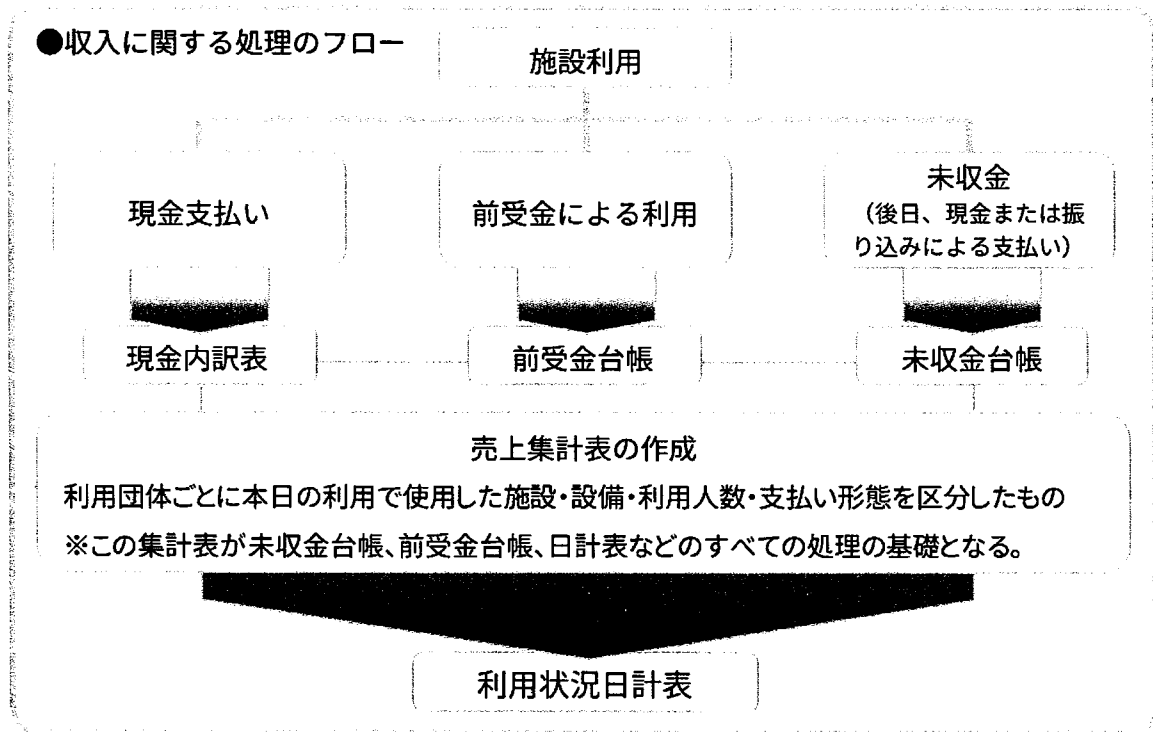
セ 適切な会計処理

公益財団法人に適用される公益法人会計により会計処理を行うとともに、監事2名による年2回の内部監査を行います。また、県監査委員の監査も受検します。

ソ 当日の利用状況

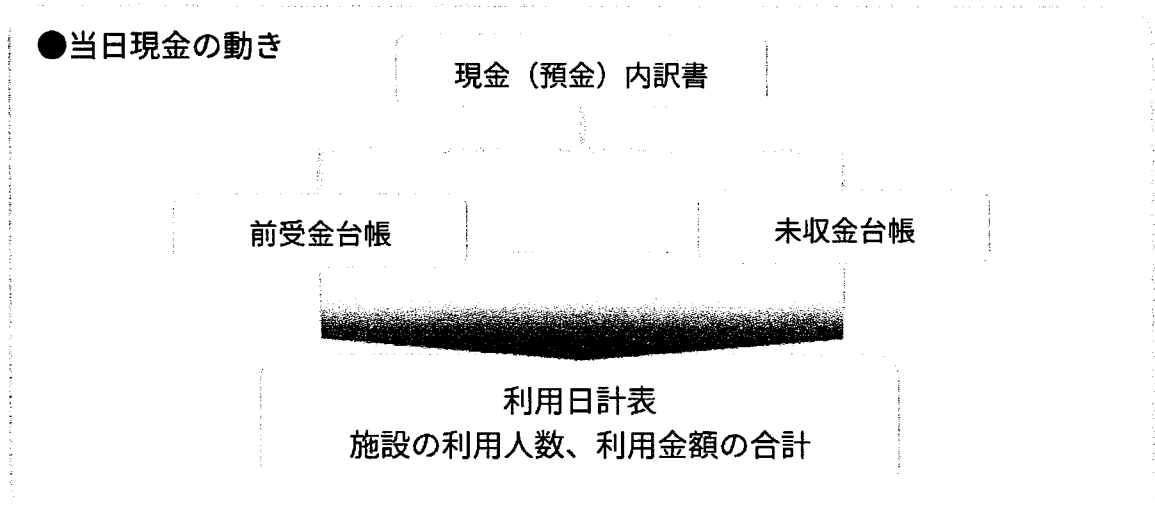
当日の収入は下記のフローにより処理を行います。





タ 当日現金の動き

現金、前受金、未収金でそれぞれの台帳に上げていく。利用施設、件数、人数、雑収入、イベント、教室など、その日一日で得た収入を各項目にもれなく上げていく。



チ インボイス制度への対応

インボイス制度は商品やサービスの取引における請求書の送付と支払いの手続きを規定し、取引の透明性と効率性を向上させるための仕組みです。

本会は、適格請求書発行事業者として登録し、透明性と正確性を重視し、インボイス制度に基づいた会計を適正に実施します。

ツ 地産地消型の施設運営

県内需要の拡大、県内業者の活用が求められるなかで、鳥取県産業振興条例（平成 23 年鳥取県条例第 68 号）の趣旨をふまえた県内事業者への発注を推進します。

●地産地消の実施例

- 1 消耗品、修繕などの調達に関しては、コスト意識を念頭に置いたうえで県内業者を積極的に利用します。
- 2 外部委託など役務の提供を受ける業者選定は、鳥取県の登録業者から選定します。
- 3 「鳥取県グリーン購入基本方針」にそって、物品等の調達にあたっては、環境に配慮した商品を優先的に購入します。

テ 職員駐車場の使用料

指定管理者の職員及び業務の再委託を受けた職員が、通勤のために施設内駐車場を使用する場合は、鳥取県公有財産事務取扱規則（昭和 39 年鳥取県規則第 27 号）の規定に基づき、あらかじめ指定管理者が県の使用許可を受け、その使用料を納入する必要があるとされています。

ト 県及び指定管理者の責任の分担

鳥取県立倉吉体育文化会館指定管理者募集要項 5 にのっとって管理運営を行います。必要に応じ県と協議して行います。

ナ 社会貢献活動について

本会は、「スポ協組織として社会貢献すること」を理念のひとつにし、以下のような地域振興、支援活動を行います。



活動内容

障がい者団体ボランティア清掃受け入れ	障がい者就労施設からの積極的な物品購入
障がい者団体就労体験受け入れ	利用団体ボランティア清掃受け入れ
職員の地域ボランティア活動への積極的参加	中学生・インターンシップ職場体験受け入れ
小学生や地域住民の施設見学受け入れ	古紙リサイクル提供
スポーツ団体への協力	部活外部指導協力

② 利用者へのサービスの提供と利用の確保

利用者へのサービスの提供と利用の確保ため、情報提供や事業展開についてもマニュアルをはじめとしたシステムの確立と標準化を行うなど十分な配慮と対策を講じることで誰もが安心して平等に利用できる環境づくりを行います。

③ 収入の確保と経費の節減

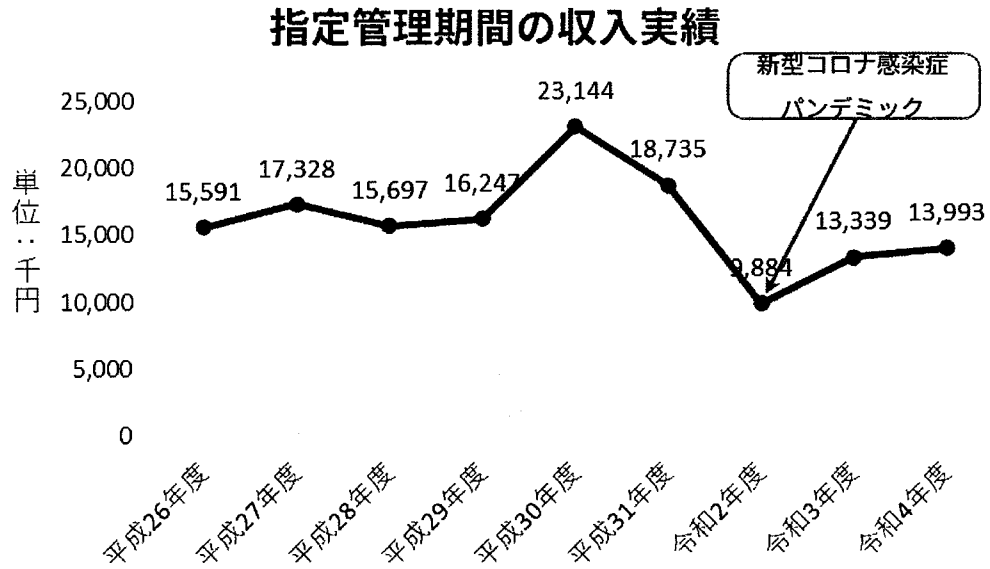
令和2年1月に新型コロナウイルスが発生し、当館は利用者数と収益の両方に大きな影響を受けました。

安全やサービスの低下が起らぬよう、職員による徹底した経費縮減や業務の内製化、自主事業による収入の確保に努め、県の各事業推進のための利用料減免の実施、利用者の安全に直接関わる修繕のほか、LED 工事やインターネット環境の改善など、利用者の利便性向上に貢献する修繕に積極的に取り組み、修繕費の予算を上回る負担を行っています。

ア 収入の確保

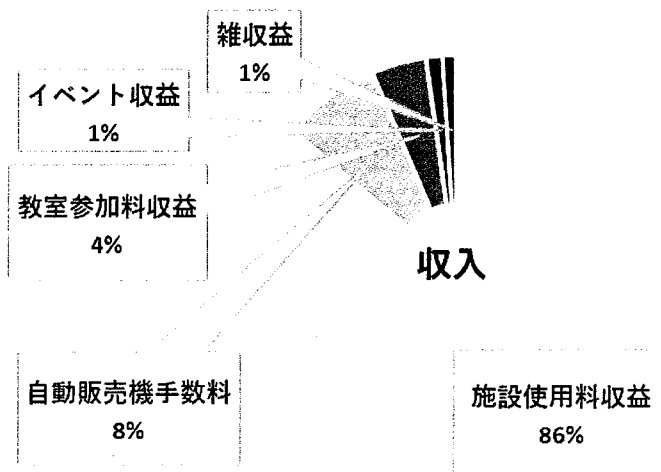
第4期指定管理期間までの実績を活かし、感染症などの不測の事態下においても安定した管理運営を行います。

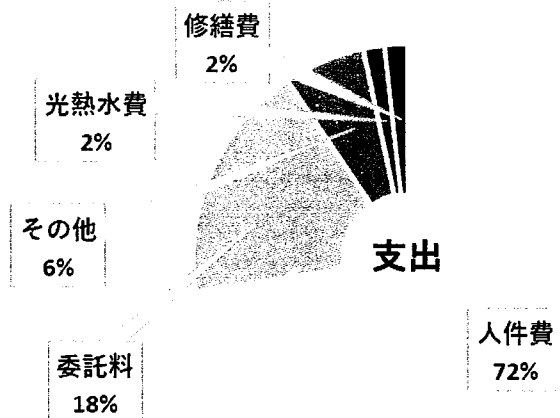
過去の指定管理期間における収入推移



次期指定管理期間の収支計画の内訳

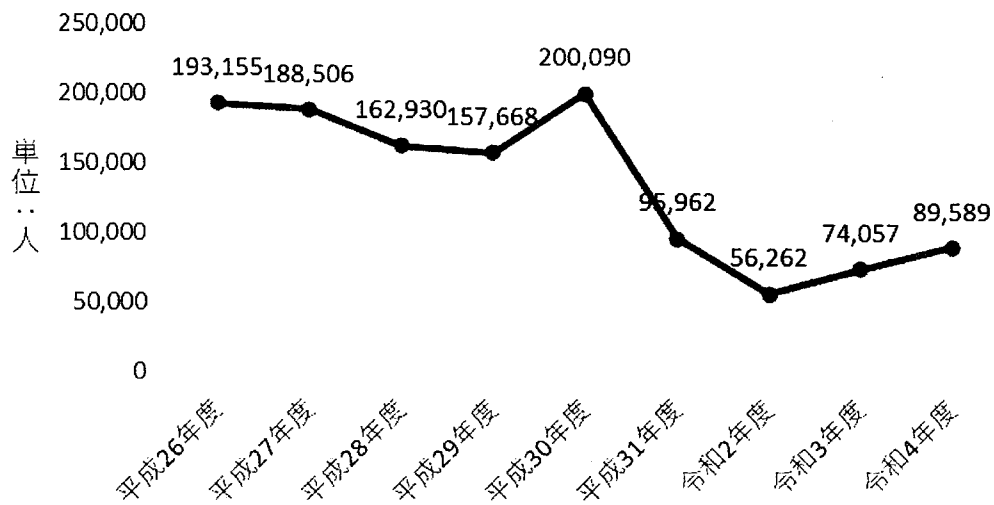
次期指定管理期間中の収入計画は、特別な事情のない平年2ヶ年の平均（平成29、31年度）17,491千円程度を各年の目標とする。





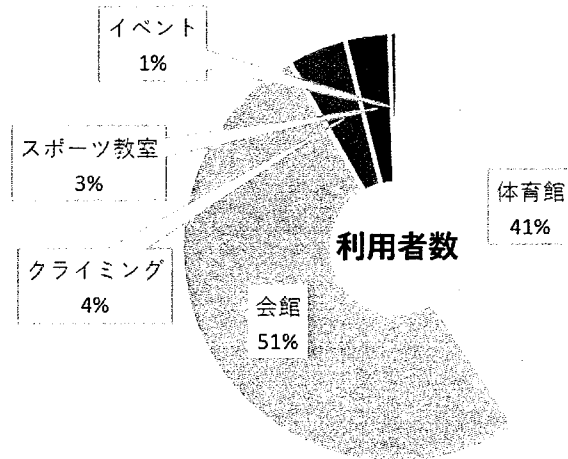
過去の指定管理期間における利用人数推移

指定管理期間の利用人数実績



次期指定管理期間の利用者数の計画内訳

次期指定管理期間中の利用者人数は、特別な事情のない平年2ヶ年の平均（平成28、29年度）16万人程度を各年の目標とする。



職員によるクライミングホル
ドの洗浄作業



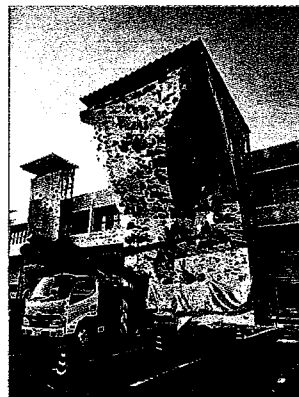
職員による修繕作業
(駐車場)



職員による修繕作業
(駐車場白線引き)



職員による除草作業



職員による定期的なルートセッ
ト作業



職員による定期的なルートセッ
ト作業

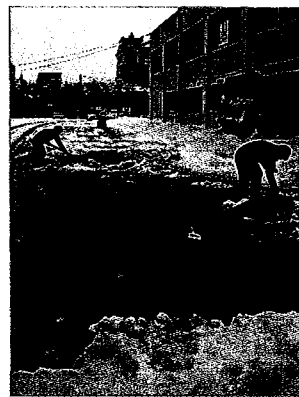




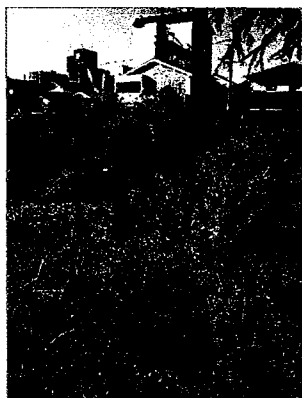
職員による植栽作業



職員による除雪作業



職員による除雪作業



職員による植栽作業



職員による植栽作業



職員による植栽作業



職員による修繕作業
(点字ブロック)



職員による修繕作業
(点字ブロック)



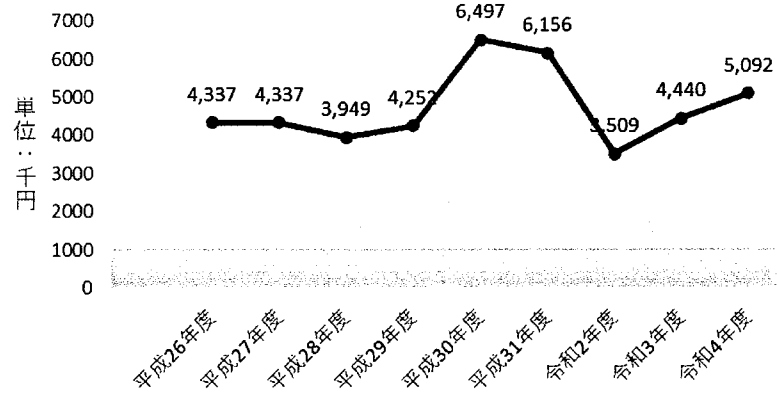
職員による施設外周の除草作業



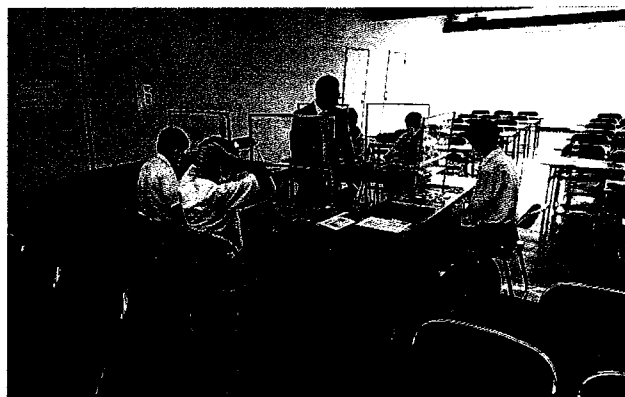
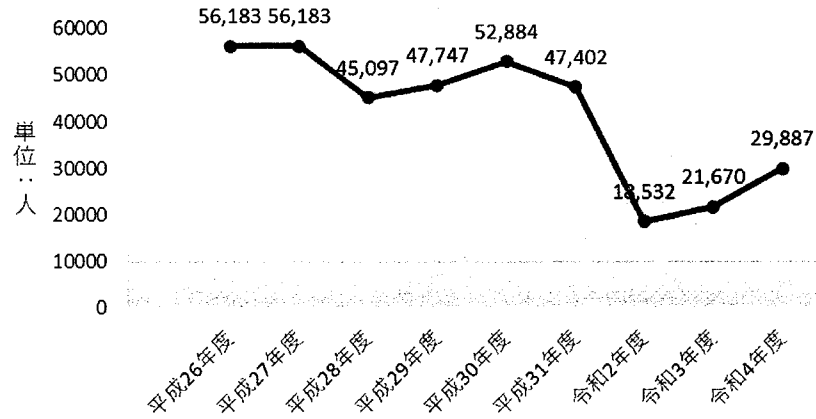
イ 指定管理期間中の減免実績

県民のスポーツと文化の普及のため減免規定に則った運営を行います。

指定管理期間中の減免実績(金額)



指定管理期間中の減免実績(人数)

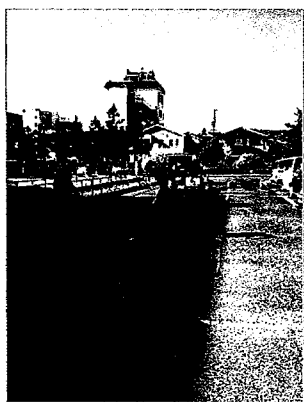
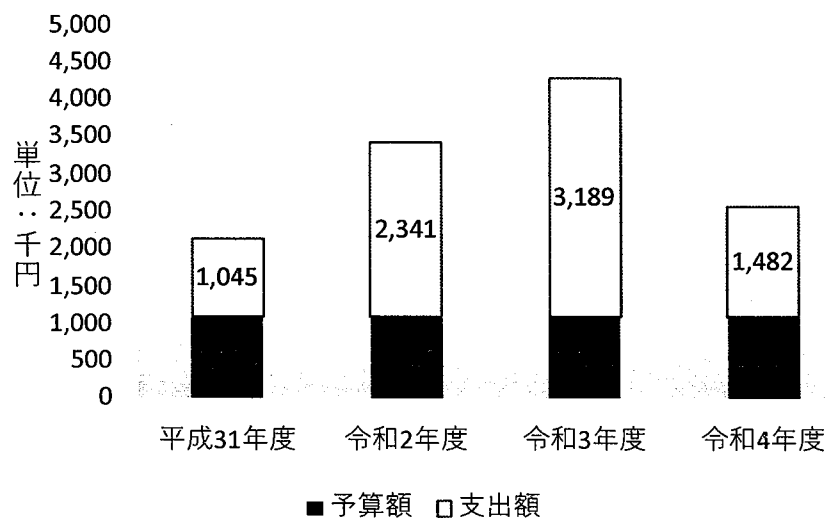


高文連主催将棋大会の減免 (県民の文化活動の推進)

ウ 予算を上回る修繕費の負担

施設の老朽化に伴う修繕や不具合を未然に防ぐ修繕を積極的に行い安全・安心な管理運営を継続して行います。

予算を上回る修繕費負担



駐車場の修繕



老朽化による漏電箇所の修繕

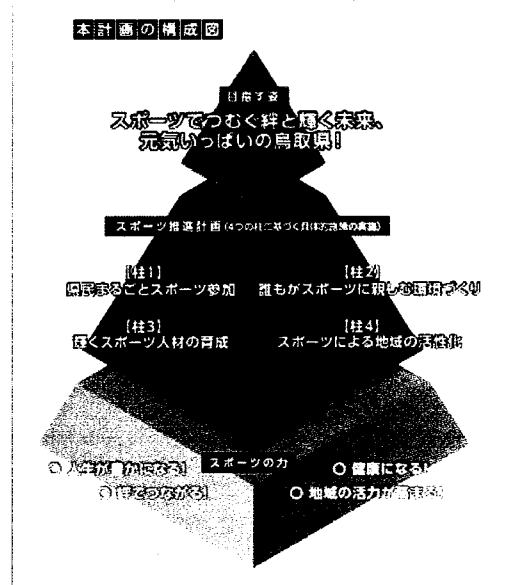


手すりの塗装

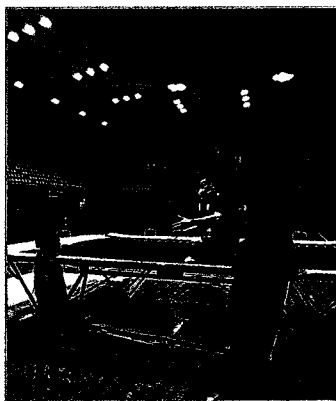
④ 鳥取県の政策・施策と連携した管理運営

ア 「鳥取県スポーツ推進計画」の推進

本会は、鳥取県スポーツ推進計画に基づき、各競技を専門とする職員を配置し、スポーツ教室やイベントを通じて、青少年の健全育成や生涯スポーツ推進に取り組んでいます。また、健康的で活力ある生活を提供するため、鳥取県スポーツ推進計画に関連する鳥取県の全事業に協力・支援・応援しています。



鳥取県 HP より



小学生を対象にトランポリン教室の実施



小学生を対象にしたからだづくり教室

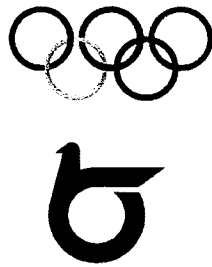


スポーツライミングフランス代表事前合宿 (地元の中中学生との交流)



鳥取県の
日本代表選手

- ・ボルダリング
高田 知亮
- ・スピード
金谷 春佳
河上 史佳
林 かりん



選手コース
五輪を目指す

選手育成クラス

日本山岳・スポーツクライミング協会と連携をとりながら日本代表を目指す

ビレイ検定会合格コース

ビレイの知識・技術・安全面を習得できるようサポートし、合格を目指す

初心者コース

クライミングのルール・知識・初歩技術をメインとしたボルダリング教室を開催

スポーツクライミング体験会

クライミングのルール・楽しさをメインとしたクライミング体験会を開催

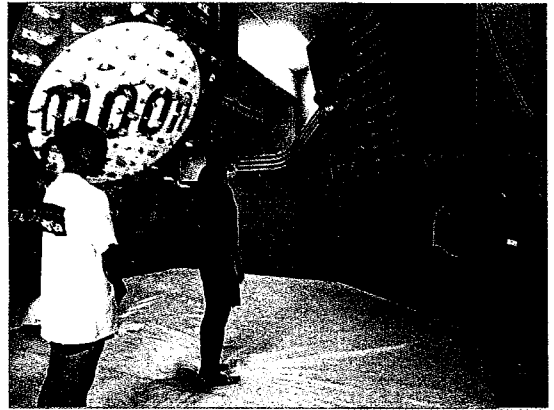
JMSCA公認

- コーチ4
- コーチ3
- コーチ2
- コーチ1
- 公認ルートセッター

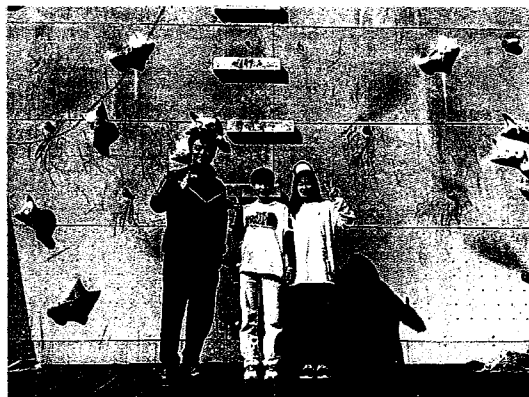
倉吉体育文化会館の競技力向上の施策へのサポート



当館主催ボルダリング教室



スピード競技ジュニアアスリート強化練習
倉吉体育文化会館（ボルダリングルーム）



IFSC ワールドカップスピード日本代表 河上選手
林選手



スピード競技ジュニアアスリート強化練習
倉吉体育文化会館（中研修室）

(3) 他の施設の管理実績(令和4年度)



鳥取県立武道館

- 平成12年から平成17年まで県から受託管理
平成18年から現在まで指定管理者
- 職員数(正職員6・嘱託2):8人
- 開催教室:29教室、短期開催型教室:3教室
- 開催イベント:5回
- 利用人数:96,615人(教室・イベント人数含)
- 利用収入等金額:12,685,305円



ヤマタスポーツパーク(布勢総合運動公園)

- 平成7年から平成17年まで県から受託管理
平成18年から現在まで指定管理者
- 職員数(正職員8・嘱託11)19人
- 開催教室:32教室
- 開催イベント:28回
- 利用人数:830,944人(教室・イベント人数含)
- 利用収入等金額:57,331,648円



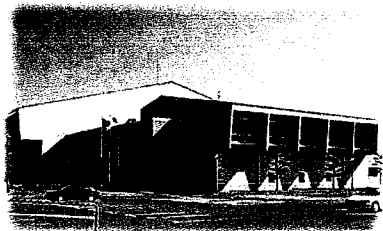
鳥取県立鳥取産業体育館・県営鳥取屋内プール

- 平成11年から平成17年まで県から受託管理
平成18年から現在まで指定管理者
- 職員数(正職員5・嘱託4):9人
- 開催教室:【体育館】15教室、【プール】16教室
- 開催イベント:9回
- 利用人数:132,525人(教室・イベント人数含)
- 利用収入等金額:26,625,057円



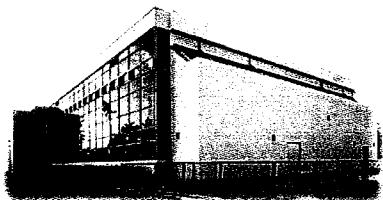
鳥取県立倉吉体育文化会館(倉吉自転車競技場)

- 平成11年から平成17年まで県から受託管理
平成18年から現在まで指定管理者
- 職員数(正職員5・嘱託5):10人
- 開催教室:27教室
- 開催イベント:8回
- 利用人数:89,589人(教室・イベント人数含)
- 利用収入等金額:15,342,767円



鳥取県立米子産業体育館

- 平成11年から平成17年まで県から受託管理
平成21年から現在まで指定管理者
- 職員数(正職員5・嘱託2):7人
- 開催教室:12教室、短期開催型教室:3教室
- 開催イベント:1回
- 利用人数:117,050人(教室・イベント人数含)
- 利用収入等金額:18,943,022円



米子市皆生市民プール

- 平成11年から平成17年まで県から受託管理
平成18年から現在まで指定管理者(平成27年11月から米子市移管)
- 職員数(正職員6・嘱託3):9人
- 開催教室:32教室
- 開催イベント:8回
- 利用人数:79,069人(教室・イベント人数含)
- 利用収入等金額:18,808,027円